

武豊町最低制限価格実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町財務規則第170条の規定に基づき、最低制限価格に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 最低制限価格を実施する対象は、次のとおりとする。

(1) 競争入札に付する設計金額が130万円を超える建設工事

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格(消費税等相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

(1) 土木工事(土木一式工事、水道施設工事、舗装工事、土木関係の電気工事・機械器具設置工事等土木関係工事全て)については、次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる工事以外の工事については、次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項に規定する算出方法にかかわらず、町長が特に必要があると認

める場合は、10分の9.2から10分の7.5の範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

（入札参加者への周知）

第4条 入札担当者は、最低制限価格を定める請負契約については、入札価格が最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札者は落札者とならないことを入札公告又は入札説明書において周知する。

（雑則）

第5条 最低制限価格は、原則、事後公表とする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

（武豊町最低制限価格試行要領の廃止）

2 武豊町最低制限価格試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。